

## 科学技術部会における厚生労働科学研究の方向性等に関する主な意見

(平成 21 年 4 月以降)

### 【研究事業の在り方】

- 難治性疾患克服研究事業など、配分額が大きい研究事業は、連携をして、効率よく推進するために、どのように研究事業を進めるかという研究やフォローアップが必要。
- 最先端医療に研究費を配分し、実用化に近づけるのもかかわらず、それに対する受け皿に関する研究が見あたらない。実用化の際、国民医療、保険医療の中で賄いきれるのか等在り方に関して、行政政策研究として行うべきではないか。
- 国民医療のための技術革新を、国民皆保険と矛盾なく導入するための基礎研究を政策研究として取り上げるべきある。また、イノベーションの結果医療経済がどのような影響を受けるかを研究する人材も育成する必要がある。
- 全体的な観点から、安全・安心な社会として医療の供給がきちんとされるよう、医師の養成も含めて、医療制度全体のあり方という総合的な観点からの研究を進めて欲しい。

### 【事後評価】

- (生活習慣病・難治性疾患克服総合研究など) 総合研究化を推進しすぎると、それぞれの疾患に特有な事情に対する配慮が失われてしまう。今後の評価の中で、総合化を行った事業について、総合化の効果に関する評価をもりこむべき。
- 「成果に関する評価(平成 20 年度)」について、いろいろな研究事業で最後の行に、「評価できる」とか、「引き続き推進すべき分野である」とか、「非常に評価できる」とか、いくつかの段階があるようだが、評価に関する表現について統一化を検討してはどうか。
- 研究全体のマネジメント(厚労科研費の交付時期、公募の時期・内容・周知方法等)について、政策的な研究課題を迅速に政策的な必要性に応じて取り上げたか、成果が得られたかという観点での評価も行うべき。宿題として考えていただきたい。早期執行など確実に進歩しているので、その成果はきちんと国民と共有するような形で報告がなされるべき。
- 単年度の評価だけでは不十分であり、三年間ぐらいの期間で、今年はどうだったかという観点も必要。傾向を踏まえ今後の対応を検討する必要がある。

今後に向け検討すべき。

#### 【研究成果の公表】

- 研究成果の報告にあたっては、知財に係る部分は公開しない仕組みがあるのか。報告書の公開によって、特許出願等で研究者が不利益を負うことがあるのであれば、対応を検討すべき。
- 厚生労働科学研究は厚生労働省の施策の根拠を形成する基盤となるものである。研究の成果を施策立案に確実に活かす仕組みと体制等について、具体的なアイデアを検討すべき。

#### 【若手育成】

- 重複チェックを厳密に行うとしても、若手研究者については、所属する研究室の研究方針等により、研究目的等が同じ場合もある。特に、若手育成においては、研究をエンカレッジするような基本方針を貫くべき。
- ボトムアップの研究に加え、厚労省らしいミッション・オリエンテッドな研究やエビデンスを出す大型の臨床研究において、若手を育成することも非常に大事なこと。大型研究の中で若手が重要な役割を果たすようなものについても、若手育成として積極的に評価してはどうか。